

# 事業再構築補助金の事業計画策定に係る 申請支援費用の一部補助します!! 生産性革命支援事業のご案内 (事業再構築補助金 再構築支援補助金)

## 概要

新型コロナウイルス感染症に加えて原油価格・物価高騰等の影響を乗り越えるために前向きな投資をする事業者に対し 国において実施する**中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）**の申請を促進、サポートすることで積極的な新事業展開と生産性向上を図ることを目的としています。

本事業では認定経営革新等支援機関の支援を受け、有償で事業計画書を作成する企業に対してその費用の補助を実施するものです。

## 補助額 等

交付申請期間 令和4年7月1日(金)~第7回公募の申請締切日まで  
(申請書のメール添付による必着)

### 補助上限及び補助率

	グリーン成長枠 原油価格・物価高騰 等緊急対策枠	通常枠／最低賃金枠／ 回復・再生応援枠／大 規模賃金引上枠
補助上限	75万円	50万円
補助率	2/3	1/2
採択見込件数	20件程度	30件程度

補助対象経費 第7回事業再構築補助金の事業計画書を有償で認定経営革新等支援機関に依頼して作成する費用

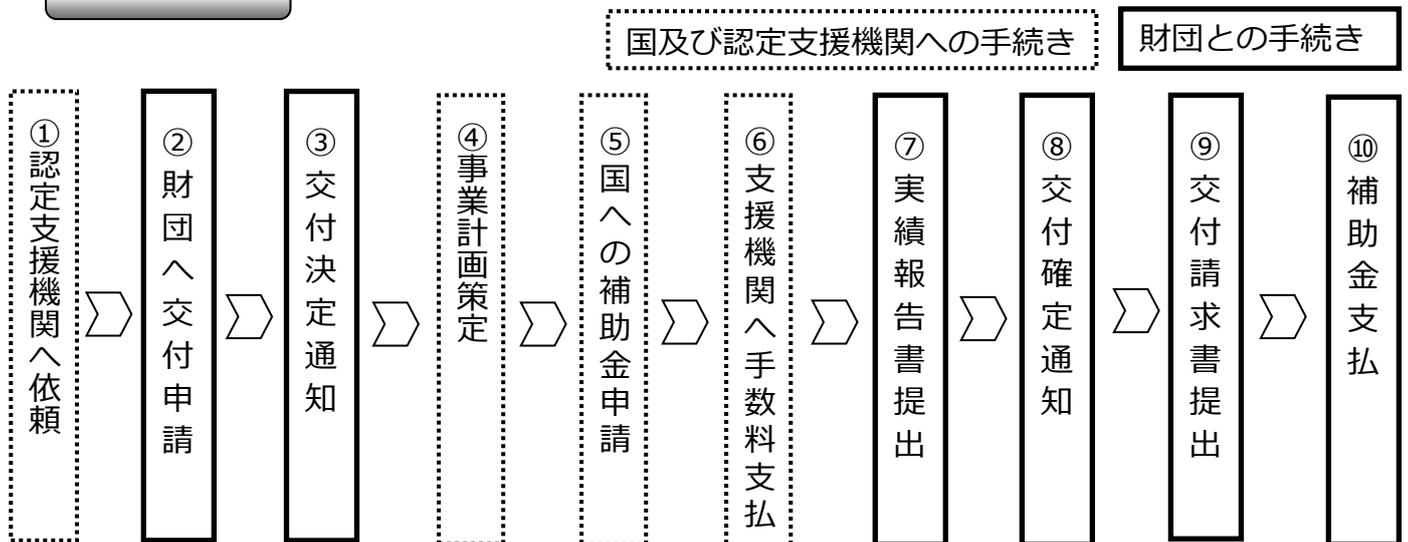
※採択・不採択に関わらず、事業計画書を作成し申請したものは補助対象となります

## 要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 令和4年4月1日時点及び当該補助金申請日時点で、ア、イいずれかに該当すること  
ア) さいたま市内に本社・本店を有する法人  
イ) さいたま市内に住民登録があり市内に事業所等を有している個人
- (2) 事業再構築補助金の補助対象者であること。
- (3) 事業再構築補助金の申請者であること。
- (4) 法人市民税（法人）、個人市民税（個人）を滞納していないこと
- (5) 過去に同一事業において再構築支援補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 申請者（法人の場合は代表者）と有償で事業計画の策定を支援する者が同一でないこと。

## 手続きの流れ



①財団への交付申請は見込み額で申請可能です。ただし交付決定金額を超えた金額で実績報告及び補助金請求をすることはできません。

①～③

事業計画策定及び認定支援機関への手数料支払い後に財団への交付申請をすることも可能です。ただし再構築支援補助金の公募開始後に支払いが発生したものに限りです。

③交付決定は申請受付順に行います。予算上限に達し次第、公募を終了いたします。

⑦実績報告書の提出期限は令和4年12月8日です。

⑧交付請求書の提出期限は令和4年12月20日です。

## 必要書類

### 【申請時】

- (1) 業再構築補助金再構築支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) (法人) ①履歴事項全部証明書、②法人市民税の納税証明書  
(個人) ①住民票、②確定申告書や許認可証、パンフレットなど市内に事業所があることがわかる書類、③市民税納税証明書

### 【実績報告時】

- (1) 事業再構築補助金を申請したことがわかる書類（電子申請のハードコピー等）
- (2) 事業計画書写し
- (3) 補助対象経費に関わる認定経営革新等支援機関との契約書写し
- (4) 補助対象経費が支払われたことを証する領収証等の写し
- (5) 事業再構築補助金の申請類型がわかる書類（電子申請のハードコピー等）

## 注意事項

1. 本補助金については課税対象となる場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
2. 虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付決定を取り消す場合があります。既に市の補助金が交付されているときは返還請求をします。
3. 本補助金は、事業再構築補助金を申請しようとする事業者を支援することで市内中小企業者の生産性向上を図ることを目的としています。そのため第三者による事業計画書の作成支援と認められないなど、補助事業の目的に合わない申請があった場合は不採択となります。
4. 申請者（法人の場合は代表者）と有償で事業計画の策定を支援する者が同一である場合、第三者による事業計画書の作成支援と認められないため補助対象外として不採択となります。
5. 本補助金のみを獲得を目的に、著しく簡易の事業計画書を作成したと判断した場合は交付決定を取り消すことがあります。
6. 同一の支援者が複数の申請者を支援する場合、本補助金のみを獲得を目的に、ほぼ同一内容の事業計画書を作成した場合も交付決定を取り消すことがあります。
7. 補助を受けようとする対象経費について、埼玉県など類似する他の補助金との重複利用は認められません。
8. 併せて、国の事業再構築補助金の「補助金の不正受給に関する注意喚起」もご確認ください。

『補助金の申請にあたって、「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為が判明した場合は、交付規程に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。交付決定の取消しを受けた者は、不正内容の公表等を受けることや「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 29 条に基づき、5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。』

### 【問合せ・申請先】

(公財) さいたま市産業創造財団 事業企画課

〒338-0002 さいたま市中央区下落合 5 - 4 - 3

TEL : 0 4 8 ( 8 5 1 ) 6 6 5 2 FAX : 0 4 8 ( 8 5 1 ) 6 6 5 3

Mail : saikouchiku@sozo-saitama.or.jp